

規 則

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

埼玉県人事委員会規則七―一〇六七

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―一一〇）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項」に、「法第二十八条の五第一項」を「法第二十二条の四第一項」に改め、同条第四項中「及び職員の修学部分休業に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第九号）第三条第一項」を「職員の修学部分休業に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第九号）第三条第一項及び職員の高齢者部分休業に関する条例（令和四年埼玉県条例第三十号）第三条第一項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）で地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された職員で法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものとみなして、改正後の第十五条第一項の規定を適用する。